

農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します

募集内容

新しい農業委員会制度が始まることから、次の内容で農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します。

項目	農業委員	農地利用最適化推進委員
募集人数	19人 (過半数は認定農業者)	20人
職務内容	<ul style="list-style-type: none"> ●農地等の利用調整に関することを処理する。 ●農業委員会としての意思決定をする。 	担当区域で現場活動を推進する。 ①地域の農業者の話し合い ②農地の出し手・受け手への関与 ③遊休農地の発生防止・解消
任期	平成30年2月19日～33年2月18日	委嘱された日～33年2月18日
報酬	委員 年額31万円 会長 年額44万円	年額24万8千円(加算額あり)
資格	<ul style="list-style-type: none"> ●農業に関する見識があり、委員の職務を適切に行うことができる人 ●田村市に住所があり、満20歳以上で、次のいずれかに該当しない人 <ul style="list-style-type: none"> ①破産手続き開始の決定を受けて復権していない。 ②禁固の刑に処せられ、その執行が終わっていない。 ③法律上、農業委員と兼務を禁止されている職に就いている。 	●より良い農地等の利用の推進に熱意と識見がある人
募集期間	8月1日(火)～8月31日(木) ※受付時間…午前8時30分～午後5時15分 郵送の場合も8月31日必着	
応募方法	<ul style="list-style-type: none"> ●団体等からの推薦または個人による応募 ●必要書類 ①応募用紙 ②住民票(発行後3カ月以内のもの) ③認定農業者の場合は、認定農業者を証明する書類の写し ●書類の提出先 農業委員会事務局または行政局産業建設課 ●書類の提出方法 郵送または持参 	
応募用紙	<ul style="list-style-type: none"> ●農業委員会事務局および各行政局産業建設課で受け取ることができます。 ●市のホームページからダウンロードできます。 	
公表	募集状況を募集期間中・募集終了後に市ホームページなどで公表します。	

募集に関する説明会

募集に関する説明会を、地域ごとに以下の日程で開催します。どこの会場でも参加できますので、お気軽にお越しください。

日時	場所	日時	場所
7月12日(水)	午前10時～ 滝根行政局	7月20日(木)	午前10時～ 要田出張所
	午後2時～ 大越行政局		午後2時～ 美山出張所
7月13日(木)	午前10時～ 都路行政局	7月26日(水)	午前10時～ 七郷出張所
	午後2時～ 常葉行政局		午後2時～ 芦沢出張所
7月19日(水)	午前10時～ 瀬川出張所	7月27日(木)	午前10時～ 文珠出張所
	午後2時～ 活性化施設北移南移 コミュニティプラザ		午後2時～ 船引公民館

●問い合わせ
農業委員会事務局 〒963-4393 田村市船引町船引字畑添76-2
☎81-1216



より良い農地の利用を目指し、平成28年4月、「農業委員会等に関する法律」が改正されました。それを受け、市では29年3月、「農業委員会の委員等の定数に関する条例」を改正したとご存じですか？
この一連の法律・条例の改正によって、新たな農業委員会の制度が始まります。
では、どのような制度になるのかご存じですか？
制度が始まる前に、改正された内容を確認しておきましょう。

農業委員会が新しくなります

新しい農業委員会制度では、主に次の点が改正されました。

農業委員の選出方法

選挙制が廃止され、市長が議会の同意を得て任命する方法になりました。

農業委員の内訳

原則として、過半数は認定農業者となります。また、農業以外の分野の人も含まれること、青年や女性の選任に配慮することが、法律で定められました。

農地利用最適化推進委員の新設

農業委員が農業委員会の意思決定や農地等の利用に関する調整を行うのに対し、農地等のより良い利用に向けた活動を現場で行う「農地利用最適化推進委員」を設置します。

農業委員等の定数

農業委員 19人
農地利用最適化推進委員 20人